

# 有機溶剤等の消費量の推定に用いる数値の改正について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

# 有機溶剤等の消費量の推定に用いる数値の改正について①

## 改正の趣旨

- **有機溶剤中毒予防規則**（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第2条第1項においては、適用の除外の判断のため、作業時間1時間に消費する有機溶剤等の量を用いている。
- また、有機則第17条第1項においては、**全体換気装置に必要な換気量の算定**のため、**作業時間1時間に消費する有機溶剤等の量**を用いている。
- **消費する有機溶剤等の量は、消費する有機溶剤等を含有する製品の量に、製品の区分に応じ、厚生労働大臣が定める数値**（有機溶剤等の量に乗すべき数値（昭和47年労働省告示第122号））**を乗じて算定**する。
- **厚生労働大臣が定める数値は、それぞれの製品における有機溶剤等の含有率に基づき定めたものであるが、「その他の接着剤」など多数の製品が含まれる区分についても共通の数値**を定めている。
- 今般、**技術の進歩により多様な製品が市場に流通し、その製品ごとに有機溶剤の含有率も様々であることから、「その他の接着剤」など、多数の製品が含まれる区分について、共通の含有率を定めることは適当でないため、製品の有機溶剤等の含有率に応じて個別に数値を設定可能**とするよう、所要の改正を行う。

## 有機溶剤等の消費量の推定に用いる数値の改正について②

### 改正内容

- 有機溶剤等の量に乗すべき数値のうち、「**接着剤**」のうちの「**その他の接着剤**」の数値について、「**当該接着剤に含有される有機溶剤の量（当該接着剤が有機溶剤を二以上含有する場合にあつては、それらの合計値。）を当該接着剤の量で除した値**」という規定に改める。
- 同様の改正を「**その他の表面加工剤**」、「**その他のインキ**」、「**その他の工業用油剤**」、「**その他の繊維用油剤**」、「**その他の殺菌剤**」、「**その他の塗料**」、「**その他の絶縁用ワニス**」についても行う。

### 適用日等

告示日：令和6年3月下旬（予定）、適用期日：令和6年7月1日（予定）

【参考（現行の告示（一部抜粋））】

|     | 区分          | 数値  |
|-----|-------------|-----|
| 接着剤 | ゴム系接着剤クリヤー  | 〇・七 |
|     | ゴム系接着剤マスチック | 〇・四 |
|     | (略)         | (略) |
|     | その他の接着剤     | 〇・八 |